

請書

収入印紙

公益財団法人特別区協議会 様

契約条項を承諾のうえ、下記金額をもって履行することをお請けします。

所在地:

代表者印

請日: 年月日

商号又は名称:

代表者:

契約金額(円) (うち消費税 円)						
年度	件名	規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)
品名						

契約条項

公益財団法人特別区協議会を発注者とし、供給者等を受注者として表記の内容について契約する条項は、次のとおりとする。

(総則) 第1条 受注者は、別紙仕様書、図面、内訳書等の定めるところにより、この契約を履行するものとする。

2 見本その他のによる品質を指示しないときは、中等以上のものでなければならない。

(履行期限) 第2条 受注者は、この契約を履行期限(納期)内に完了しなければならない。

2 受注者は、履行期限までにこの契約を履行することができない事由が発生したときは、速やかにその事由及び遅延日数等を、発注者に届け出なければならない。

3 受注者は、天災事変その他やむを得ない事由により履行期限内に履行を完了することができないときは、発注者に期限延長の請求をすることができる。この場合において、発注者はその請求を正当と認めたときは、承諾するものとする。

4 前項の請求は、履行期限内にしなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(検査) 第3条 受注者は、契約の履行が完了したときは、直ちに発注者に届け出たる検査を受けなければならぬ。

2 物品の所有権は、前項の検査に合格したときに移転し、同時に目的物が引き渡されたものとし、検査中又はそれ以前に生じた損害は、すべて受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任) 第4条 受注者は、所有権移転又は引渡しの日から1年間、目的物に契約の内容に適合しないことがあった場合には、補修、引換え若しくは補完をし、又は損害を賠償しなければならない。

(違約金の徴収) 第5条 受注者は、天災事変その他受注者の責に帰することができない事由による場合を除き、履行期限までに契約の履行をすることのできないときは、履行期限の翌日から履行した日までの日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて得た額(当該金額が100円未満の場合を除く。)を遅延違約金として発注者に納付しなければならない。

(発注者の契約解除権) 第6条 受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者はこの契約を解除することができる。

1)履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないとき。

2)各条項に定める義務を怠ったとき、又は発注者の監督員又は検査員の職務執行を妨げるものと認められるとき。

3)公益財団法人特別区協議会契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加除外者となったとき。

(権利の譲渡等) 第7条 前条の規定により契約を解除した場合において、発注者は既に履行された部分に対して相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができるものとし、その他のものについては、受注者が遅滞なく引き取るものとする。

(秘密の保持) 第8条 受注者は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(代金の支払等) 第9条 受注者は、この契約の履行に際し知り得た情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。

第10条 発注者は、第3条の検査合格後、受注者からの適法な請求書を受理した日から起算して、工事については40日以内、物品その他については、30日以内に代金を支払うものとする。ただし、特別の事由がある場合においては、この限りでない。

2 代金の支払が前項に定める期間内に終了しないときは、発注者は、代金に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定による遅延利息を加算して支払うものとする。

(疑惑の協議等) 第11条 この契約に關し疑惑が生じたとき、又はこの請書に定めのない事項については、公益財団法人特別区協議会契約事務規程その他関係法令によるほか、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

※太枠内は(公財)特別区協議会使用欄

請求課	
契約番号	
履行場所	
履行期間	

捨印